

令和2年八郎潟町議会第5回臨時会 会議録

令和2年11月24日(火)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会第5回臨時会は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。8番 村井昇君、9番 近藤美喜雄君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、第5回臨時会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
本日午前9時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の臨時会の議案は、条例改正3議案、工事請負契約の締結1議案の計4議案であります。
従って、本委員会では会期を本日1日限りと決定しております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会のご報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 村井 剛 本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日限りと決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります
それでは、日程第3、議案第56号から日程第5、議案第58号までの条例改正3議案については関連がございますので、一括議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
提案理由の説明を求めます。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。
配布資料1ページをご覧ください。
議案第56号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
令和2年度秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、町職員の期末手当の額を改正するものでございます。
主な改正内容は、一般職員の期末手当の年間支給月数を0.05カ月引き下げ、2.55カ月分としたことのほか、再任用職員の期末手当についても同様に引き下げ、年間支給月数を1.4カ月分としたものであります。
なお、本条例は、令和2年12月1日から施行することとし、第2条の規定は、令和3年4月1日から適用することとしております。
次に、資料4ページをご覧ください。
議案第57号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第56号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、常勤の特別職の期末手当の支給率について改正するものでございます。
主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例改正の内容に準じて、特別職の期末手当についても同様に引き下げ、年間支給月数を2.9カ月分としたこととあります。
なお、本条例は、令和2年12月1日から施行することとし、第2条の規定は、令和3年4月1日から適用することとしております。
次に、資料6ページをご覧ください。

議案第58号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、議員の期末手当の支給率についても改正するものでございます。

主な内容は、一般職の職員の給与に関する条例改正の内容に準じて、特別職の期末手当についても同様に引き下げ、年間支給月数を2.9カ月分としたことであります。

なお、本条例は、令和2年12月1日から施行することとし、第2条の規定は、令和3年4月1日から適用することとしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案第56号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3、議案第56号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第56号は、原案どおり可決されました。次に、議案第57号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第4、議案第57号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第57号は、原案どおり可決されました。次に、議案第58号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決いたします。
日程第5、議案第58号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第58号は、原案どおり可決されました。次に、日程第6、議案第59号 工事請負契約の締結について、を上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 資料8ページをご覧ください。
議案第59号 工事請負契約の締結について

八郎潟町農村環境改善センター空調設備更新工事について、令和2年11月18日執行の入札の結果、株式会社 林工務店が落札し、5,824万5千円で仮契約を締結しております。

工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号、議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案第59号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。これにて、議案に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、討論なしと認めます。採決いたします。
日程第6、議案第59号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第59号は原案どおり可決されました。
今期臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会第5回臨時会を閉会いたします。
大変ご苦勞様でした。

(閉会 午前10時10分)

会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員